

## 税制改正に伴う外形標準課税の改正について

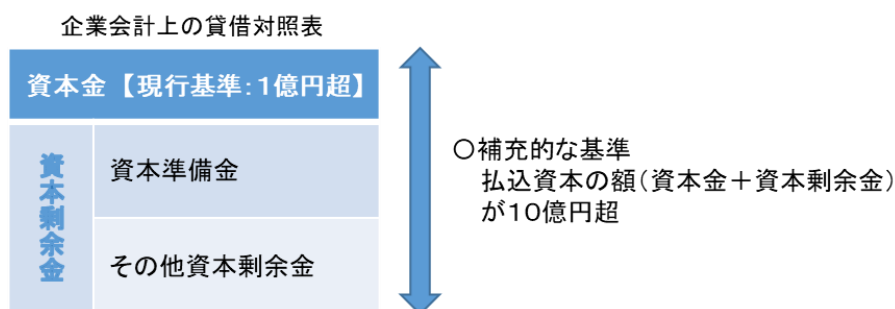
### 1 外形標準課税の対象法人の見直し及び中間申告義務判定に関する改正について

令和6年度税制改正により、外形標準課税の対象法人について、現行の外形標準課税の対象法人（事業年度末日において資本金の額又は出資金の額（以下「資本金」という。）が1億円超の法人）に加え、下記（1）、（2）に該当する法人が追加されることとなりました。また、法人事業税の中間申告義務判定に関する改正が行われました。

#### （1）減資への対応（令和7年4月1日以後に開始する事業年度から適用）

以下の要件をすべて満たす法人は、外形標準課税の対象となります。

- ・前事業年度において、外形標準課税の対象法人
- ・事業年度末日において、資本金が1億円以下
- ・事業年度末日において、払込資本の額（資本金＋資本剰余金）が10億円超



#### 〔経過措置〕

施行日（令和7年4月1日）以後**最初に開始**する事業年度（以下「**最初事業年度**」という。）については、上記にかかわらず、以下の要件をすべて満たす法人は、外形標準課税の対象となります。

- ・公布日（令和6年3月30日）を含む事業年度の**前事業年度**から、**最初事業年度の前事業年度**までの**いずれかの事業年度**が外形標準課税の対象法人
- ・最初事業年度末日において、資本金が1億円以下
- ・最初事業年度末日において、払込資本の額（資本金＋資本剰余金）が10億円超

※経過措置の対象外（以下の要件をすべて満たす場合は、外形標準課税の対象法人となりません。）

- ・公布日（令和6年3月30日）を含む事業年度の**前事業年度**が外形標準課税の対象法人
- ・公布日の前日（令和6年3月29日）の現況において、資本金が1億円以下
- ・公布日（令和6年3月30日）以後に終了した**各事業年度**において、外形標準課税の対象外の法人

(2) 100%子法人等への対応 (令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用)

以下の要件をすべて満たす法人は、外形標準課税の対象となります。

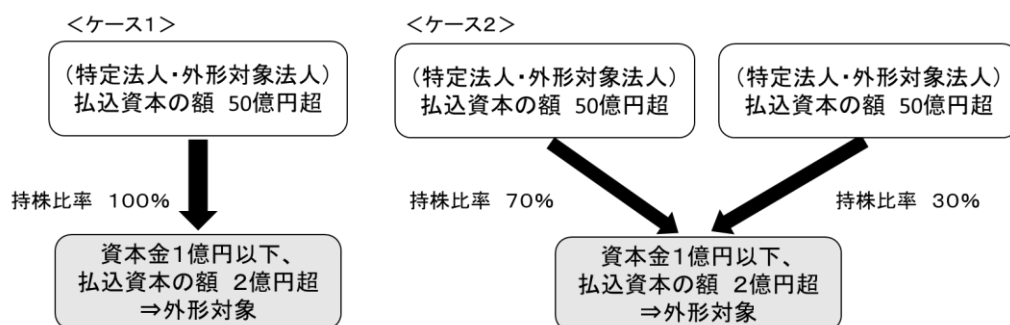
- ・所得等課税法人（注1）以外の法人で事業年度末日において、資本金が1億円以下
- ・特定法人（注2）の100%子法人等（注3）
- ・事業年度末日において、払込資本の額（資本金+資本剰余金）（注4）が2億円超

(注1) 所得等課税法人・・・地方税法第72条の4第1項各号に掲げる法人、法72条の5第1項各号に掲げる法人、法72条の24の7第7項各号に掲げる法人、第4項に規定する人格のない社団等、第5項に規定するみなし課税法人、投資法人、特定目的会社並びに一般社団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）

(注2) 特定法人・・・払込資本の額（資本金+資本剰余金）が50億円を超える法人（地方税法第72条の2第1項第1号ロに掲げる法人を除く。（※））及び保険業法に規定する相互会社（外国相互会社を含む。）

※特定法人が外形標準課税の対象外である場合には、100%子法人等は外形標準課税の対象とはなりません。

(注3) 100%子法人等・・・特定法人との間に当該特定法人による法人税法に規定する完全支配関係がある法人<ケース1>又は100%グループ内の複数の特定法人に発行済株式等の全部を保有されている法人<ケース2>



(注4) 公布日（令和6年3月30日）以後に当該法人が行う一定の配当等により減少した払込資本の額を加算した額

[特例措置]

産業競争力強化法の改正の日（令和6年9月2日）から令和9年3月31日までの間に特別事業再編計画に基づいて行われるM&Aにより100%子会社となった法人等については、上記にかかわらず、5年間（認定特別事業再編事業者による株式又は出資の取得等の日を含む事業年度から当該取得等の日以後5年を経過する日を含む事業年度まで）外形標準課税の対象外となります。

<激変緩和措置> (経過措置)

上記100%子法人等への対応により、新たに外形標準課税の対象となる法人について、外形標準課税の対象となったことにより、従来の課税方式で計算した税額を超えることとなる場合は、次のとおり税負担が軽減されます。

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度

→当該超える額の2/3を軽減

令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に開始する各事業年度

→当該超える額の1/3を軽減

(3) 法人事業税の中間申告義務判定に関する改正

(令和7年4月1日以後に開始する事業年度から適用)

中間申告の義務が課される外形標準課税の対象法人(注1)に該当するかどうかの判定は、現行では、「当該事業年度開始の日以後6月を経過した日の前日の現況」で行いますが、令和7年4月1日以後に開始する事業年度においては、「前事業年度に外形標準課税対象法人であるかどうか」で行います。

このため、前事業年度に外形標準課税の対象法人である場合には、中間申告義務があることとなります。

(注1) 外形標準課税の対象法人は、法人税における中間申告義務の有無にかかわらず、事業年度の期間が6か月を超えると(注2)は法人事業税及び特別法人事業税について中間申告の義務があります。

(注2) 通算子法人の場合は、通算子法人の事業年度開始の日の属する通算親法人事業年度が6か月を超え、かつ、当該通算親法人事業年度開始の日以後6か月を経過した日において通算親法人との間に完全支配関係があるときと読み替えます。

2 大法人の電子申告義務化

外形法人等の大法人が行う法人県民税及び法人事業税の申告は、電子情報処理組織を使用する方法(eLTAX)により提出しなければならないこととされました。

対象法人	(1)事業年度開始の日において資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人 (2)相互会社、投資法人、特定目的会社
適用日	令和2年(2020年)4月1日以後に開始する事業年度分から適用
対象書類	確定申告書、中間(予定)申告書、仮決算の中間申告書、修正申告書及びこれらの申告書に添付すべきものとされている書類

電子申告義務化対象となる法人が書面により申告した場合、不申告として取り扱われます。また、義務化の対象となる申告書を紙で提出した場合は、県税事務所で受付を行った場合であっても当該申告書は無効となりますのでご注意ください。

### 3 外形標準課税法人の税率の改正（法人事業税・特別法人事業税）

令和4年4月1日以後に開始する事業年度より、外形標準課税対象法人について、法人事業税所得割に係る軽減税率が廃止され、標準税率を1%とすることとされました。

また、令和4年のガス導管部門の法的分離を契機に、ガス供給業に係る収入金額課税が見直され、特定ガス供給業へ付加価値割及び資本割が組み入れられるとともに、導管ガス供給業及び特定ガス供給業以外のものについては所得等課税事業に移行するなど、以下のとおり課税方式が変更されました。

#### (1) 法人事業税

所得等の区分			平成28年4月1日以後に開始する事業年度	令和元年10月1日以後に開始する事業年度	令和2年4月1日以後に開始する事業年度	令和4年4月1日以後に開始する事業年度
所得等課税事業	所得割額	軽減税率不適用法人の所得	0.70%	1.00%	1.00%	1.00%
		年400万以下の所得	0.30%	0.40%	0.40%	—
		年400万超～800万以下の所得	0.50%	0.70%	0.70%	
		年800万超の所得	0.70%	1.00%	1.00%	
	付加価値割額		1.20%	1.20%	1.20%	1.20%
資本割額		0.50%	0.50%	0.50%	0.50%	
収入金額課税事業 (送配電事業、ガス供給業※、保険業等)	収入割額		0.90%	1.00%	1.00%	1.00%
収入金額等課税事業 (小売電気事業等、発電事業等又は特定卸供給事業)	付加価値割額		—	—	0.37%	0.37%
	資本割額		—	—	0.15%	0.15%
	収入割額		0.90%	1.00%	0.75%	0.75%
特定ガス供給業	付加価値割額		—	—	—	0.77%
	資本割額		—	—	—	0.32%
	収入割額		0.90%	1.00%	1.00%	0.48%

※令和4年4月1日以後に開始する事業年度から、ガス供給業のうち導管ガス供給業のみが対象

#### (2) 地方法人特別税・特別法人事業税

所得等の区分<課税標準>	地方法人特別税	特別法人事業税		
	平成28年4月1日以後に開始する事業年度	令和元年10月1日以後に開始する事業年度	令和2年4月1日以後に開始する事業年度	令和4年4月1日以後に開始する事業年度
所得金課税事業 <法人事業税所得割額>	414.2%	260%		
収入金額課税事業(送配電事業、ガス供給業※、保険業等) <法人事業税収入割額>	43.2%	30%		
収入金額等課税事業 (小売電気事業等、発電事業等又は特定卸供給事業) <法人事業税収入割額>	43.2%	30%	40%	
特定ガス供給業 <法人事業税収入割額>	43.2%	30%		62.5%

※令和4年4月1日以後に開始する事業年度から、ガス供給業のうち導管ガス供給業のみが対象

#### 4 付加価値割における賃上げ促進税制の導入（経過措置）

令和4年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度について、以下の要件（①）を満たす場合には、法人事業税の付加価値割の算定において控除対象雇用者給与等支給増加額を控除することができます。

これに加え、外形標準課税の対象法人の見直しにより、外形標準課税の対象となる法人（租税特別措置法に規定する中小企業者等に該当する場合に限る。）で、以下の要件（②）を満たす場合は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度について、付加価値割の算定において控除対象雇用者給与等支給増加額を控除することができます。

##### （1）要件

①令和4年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度

$$\frac{\text{（継続雇用者給与等支給額－継続雇用者比較給与等支給額）}}{\text{継続雇用者比較給与等支給額}} \geq 3\%$$

②＜租税特別措置法に規定する中小企業者等に該当する場合に限る＞

令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度

$$\frac{\text{（雇用者給与等支給額－比較雇用者給与等支給額）}}{\text{比較雇用者給与等支給額}} \geq 1.5\%$$

（注）事業年度終了時、以下に該当する場合は、申告書にマルチステークホルダー方針を公表していることについて経済産業大臣に届け出た旨を証する書類の写しの添付が必要となります。

令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する事業年度

- ・資本金の額又は出資金の額（以下「資本金」という。）が10億円以上かつ常時使用する従業員数が1,000人以上の法人

令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度

- ・「資本金が10億円以上かつ常時使用する従業員数が1,000人以上」又は「常時使用する従業員数が2,000人超」のいずれかに当てはまる法人

以上の計算及び下記（2）の控除対象雇用者給与等支給増加額については、法人税の賃上げ促進税制の計算の例によります。

##### （2）控除額

控除対象雇用者給与等支給増加額（労働者派遣を行っている場合は、調整後の額）が控除額となります。

既存の雇用安定控除の適用を受ける場合は、控除対象雇用者給与等支給増加額に雇用安定控除調整率（※1）を乗じた金額が控除額となります。

$$\text{（※1）雇用安定控除調整率} = \text{（報酬給与額－雇用安定控除額）} / \text{報酬給与額}$$

##### （3）留意事項

・非課税事業若しくは収入金額課税事業、所得等課税事業、収入金額等課税事業又は特定ガス供給業のうち2以上の事業を併せて行う法人の場合は、雇用者給与等支給額のうち所得等課税事業に係る額、収入金額等課税事業に係る額又は特定ガス供給業に係る額の割合によって、控除対象雇用者給与等支給増加額を按分して控除額を計算します。ただし、この場合に、雇用者給与等支給額の区分計算が困難であるときは、従業者数按分によって所得等課税事業に係る額、収入金額等課税事業に係る額又は特定ガス供給業に係る額を算出して、控除額の計算を行います。

## 5 付加価値割における人材確保等促進税制の導入（経過措置）

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に開始する事業年度について、以下の要件を満たす場合には、法人事業税付加価値割の算定において控除対象新規雇用者給与等支給額を控除することができます。

### (1) 要件

$$\frac{\text{新規雇用者給与等支給額} - \text{新規雇用者比較給与等支給額}}{\text{新規雇用者比較給与等支給額}} \geq 2\%$$

以上の計算及び下記（2）の控除対象新規雇用者給与等支給額については、法人税の人材確保等促進税制の計算の例によります。

### (2) 控除額

控除対象新規雇用者給与等支給額（労働者派遣を行っている場合は、調整後の額）が控除額となります。

既存の雇用安定控除の適用を受ける場合は、控除対象新規雇用者給与等支給額に雇用安定控除調整率（※1）を乗じた金額が控除額となります。

$$\text{（※1）雇用安定控除調整率} = \frac{\text{報酬給与額} - \text{雇用安定控除額}}{\text{報酬給与額}}$$

### (3) 留意事項

・非課税事業若しくは収入金額課税事業、所得等課税事業又は収入金額等課税事業のうち複数の事業を併せて行う法人の場合は、雇用者給与等支給額のうち所得等課税事業に係る額又は収入金額等課税事業に係る額の割合によって、控除対象新規雇用者給与等支給額を按分して控除額を計算します。ただし、この場合に、雇用者給与等支給額の区分計算が困難であるときは、従業者数按分によって所得等課税事業に係る額と収入金額等課税事業に係る額を算出して、控除額の計算を行います。

・改正前制度においては、連結法人については一部適用要件をグループ全体で判定することもできていましたが、改正後の制度では連結法人であっても地方税において適用要件は各法人単体で判定します。

## 6 付加価値割における賃上げ及び投資の促進に係る税制の導入（経過措置）

平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に開始する事業年度について、以下の①～③の要件を全て満たす場合には、法人事業税付加価値割の算定において給与等の増加額を控除することができます。

### (1) 要件

- ① 雇用者給与等支給額 > 比較雇用者給与等支給額（前事業年度）
- ② 
$$\frac{\text{継続雇用者給与等支給額} - \text{継続雇用者比較給与等支給額}}{\text{継続雇用者比較給与等支給額}} \geq 3\%$$
- ③ 国内設備投資額  $\geq$  当期償却費総額  $\times$  90%  
令和2年4月1日以降に開始する事業年度については、以下のとおりとなります。  
国内設備投資額  $\geq$  当期償却費総額  $\times$  95%

以上の①～③の計算については、法人税の賃上げ及び投資の促進に係る税制の計算の例によります。

### (2) 控除額

給与等の増加額（雇用者給与等支給額－比較雇用者給与等支給額）（労働者派遣を行っている場合は、調整後の額）が控除額となります。

既存の雇用安定控除の適用を受ける場合は、給与等の増加額に雇用安定控除調整率（※1）を乗じた金額が控除額となります。

$$\text{（※1）雇用安定控除調整率} = \frac{\text{（収益配分額} - \text{雇用安定控除額）}}{\text{収益配分額}}$$

### (3) 留意事項

・非課税事業若しくは収入金額課税事業、所得等課税事業又は収入金額等課税事業のうち複数の事業を併せて行う法人の場合は、雇用者給与等支給額のうち所得等課税事業に係る額又は収入金額等課税事業に係る額の割合によって、雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した額を按分して控除額を計算します。ただし、この場合に、雇用者給与等支給額の区分計算が困難であるときは、従業者数按分によって所得等課税事業に係る額と収入金額等課税事業に係る額を算出して、控除額の計算を行います。

【連絡先】 総務部 税務課 外形標準課税調査係  
TEL 092-643-3081  
FAX 092-643-3069